

理由

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい建物の用途、周辺地域内事業者の要件等について定める必要があるからである。